

<研究動向>

日本における結婚移住女性の現状と課題

原 華 耶

東亜大学 人間科学部 心理臨床・子ども学科
harakaya@toua-u.ac.jp

《要 旨》

本稿では、まず日本における結婚移住女性¹の現状および抱える問題についてまとめる。次に、結婚移住女性に対する支援政策についてまとめる。

キーワード：結婚移住女性，男女結婚観，多文化共生，多文化家族

1. はじめに

社会の変化やグローバル化の進展に伴い、国境を越える人的移動が頻繁になってきている。特に近年、国際結婚による移住女性が増加し続け、大きな注目を浴びている。急増してきた国際結婚は、グローバル化という現象をもたらす世界規模での新しい局面である（ウ，2010）。日本では結婚移住女性の生活実態が早い段階で明らかにされてきたにもかかわらず、国際結婚した人々に対する政策は韓国や台湾よりはるかに立ち遅れ（桐野・黒木・朴，2013）、決して手厚い政策を整えているとはいえない現状である。そこで本稿では、日本の国際結婚の増加とその背景・推移について考察するとともに、結婚移住女性に対する支援政策について述べ、今後より一層支援政策の完備を展望する。

2. 日本における結婚移住女性の現状

2.1 国際結婚急増の背景と推移

国際結婚急増した背景は一般的に歴史的要因と社会的要因の2つがあると考えられる。国際結婚が増加した歴史的要因としては、次の4点が挙げられる。第一に、日本の高度経済成長期

に日本の経済力は世界の大国と肩を並べるようになったことである。第二に、1964年の東京オリンピックや1970年の大阪万国博覧会といった国際的なイベントが日本で開催され、世界がより身近になったことが挙げられる。第三に、1964年に海外への観光旅行が自由化され、海外に出かける日本人は増加した。また、バブル経済期に日本人の海外渡航者数が飛躍的に伸びた。そして強い円を求め日本での稼働を目的とする外国人入学者も増加した。これらのことにより、日本人は将来の外国人配偶者と接近する機会が増加した。第四に、結婚における個人の独立と自由が優先されるようになってきた。そして、国際結婚が増加した社会的要因について、次の①高齢化・少子化の問題②男女結婚観の問題③経済格差の問題、の3つの項目から分析を行う。

2.1.1 高齢化・少子化の問題

まずWHO（世界保健機構）に基づいて「高齢化社会」、「高齢社会」「超高齢社会」の定義を説明しておこう。高齢化社会とは、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が7%を超えた場合のことを指している。日本では1970年に高齢化社会に突入した。高齢社会は高齢化社会より一層深刻化し、全人口のうち高齢者の割

合が14%を超えた場合のことを意味している。日本では1995年にこのラインを突破し、高齢化社会から高齢社会へと変わった。さらに、全人口のうち高齢者が21%を超えると超高齢化社会となり、2007年には日本社会は超高齢社会に入った。高齢化の問題は、今後ますます深刻化し、日本社会の最大の問題といっても過言ではないだろう。

2018年の内閣省「平成30年度版 少子化社会対策白書」の発表によると、初めて出産する女性の平均年齢は30.7歳で2011年にはじめて30歳を超えてから年々上昇している。出産年齢が上がり続ける理由には主に3つがあると考えられる。第一に、女性の社会進出が進み、一定のキャリアを積むためには、結婚や出産という選択をしない女性が増えている。また、女性の働く環境は整えてきたものの、働く女性が子育てするための環境は整備し切れているとは言えないのが現状である。さらに、保育園問題・待機児童問題も深刻化しており、出産へのハードルが高まってきている。第二に、子育てや教育費の増加である。文部科学省「平成26年度 子供の学習費調査」によれば、幼稚園から高校まで500万～2000万かかり、大学に入るとさらに予備校費用や受験費用、大学の費用もかかるため、経済的余裕がない場合には、子どもを生むことを先送りしている夫婦も少なくない。第三に、育児への不安である。

周知のとおり、国家の人口を決定する要素には、領土内に居住している者の出生と死亡（自然増減）に加えて、国境を越えた人の移動（社会増減）がある（鈴木，2014）。日本社会を支えるのは、既に日本人だけでは足りない状態にある。その足りない部分を担ってくれるのは外国からの「労働者」あるいは「配偶者」である。経済のグローバル化によって金や物が国境を越えるだけでなく、人の移動という現象も身近に存在している。日本社会の生産力不足を解決する一つの手段としては外国人の受け入れが考えられる。これは国際結婚の増加に大きな役目を果たしているとうかがえる。

2.1.2 男女結婚観の問題

1986年の男女雇用機会均等法の施行以降、女性も社会で活躍しやすくなり、女性の社会的・経済的地位が上昇した。結婚相手を求める際により地位を重視するようになる。「結婚の社会学」の著者である山田昌弘は、女性の社会進出や高学歴化に伴う結婚に対する意識が晩婚化²や未婚化の最大の原因であると指摘している。

日本の平均初婚年齢³は1965年から1970年にかけてわずかに低下したものの、1970年以降再び緩やかな上昇を続けている。2005年から2015年までの10年間の平均初婚の年次推移をみると、男女とも初婚の年齢が上がる一方で、2015年には、男性の平均初婚年齢33.3歳、女性の平均初婚年齢31.1歳に達しており、晩婚化の進行が著しい。また、近年では生涯を通して結婚しない者の割合も増加している。2015年時点では、男性の生涯未婚率23.4%、女性の生涯未婚率14.1%である。2010年のデータをみると、男性の生涯未婚率20.1%、女性の生涯未婚率10.6%で、僅か5年で男女とも3.5%と上昇した。

日本社会においては、男性は自分の能力や努力によって社会的・経済的地位を高める。結婚相手の関係で自分の地位が大幅に左右することは少ない。それに対して女性は、結婚相手の社会的・経済的地位に強い関心を示し、結婚相手により自分の地位が決定される傾向がある（曲，2009）。女性は現在の地位以上の男性との結婚を求めているため、過疎地の農業従事者、小規模自営業などの男性との結婚が敬遠される。また、高学歴化を背景に、妥協せず結婚したい人が現れるまで待つと考える女性も増えてきた。したがって、結婚難に直面する男性は結婚相手を求める際に、国際結婚まで考える人も自然に増えてきただろう。

2.1.3 経済格差の問題

日本とアジア諸国との経済格差を背景に、発展途上国の女性は、豊かな経済生活を確保するために、日本人男性を結婚相手として求めるようになった。アジアの女性にとって日本人男性

との結婚は「上昇婚」と認識され、たとえ農村部の強い経済力を持たなくても裕福な生活ができると予想できる。上昇婚は女性を中心とした概念で、「女性が、自分の生家と同等以上の家柄・身分の家の男性と結婚して、社会階層や経済状況を上昇させるというのが原義だが、それは必然的に自分の父親以上の経済力や社会的地位を持つ男性と結婚する」傾向にあるというものである。ちなみに、日本人女性は社会的・経済的な地位が高いとイメージされた欧米人男性を結婚相手として選択する傾向が強いことも、まさにこの「上昇婚」の概念に従った結果ともいえる。一方男性の場合には、「上昇婚」という概念が存在せず、女性と違い結婚相手の社会的・経済的地位には比較的に関心度が低い。学歴や経済力よりも「かわいさ」、「やさしさ」、「面倒見の良さ」を期待する傾向が強い。

国際結婚の件数は1965年の4156件から2006年の4万4701件へと41年間に約11倍と大きく上昇し、中でも日本人夫・外国人妻の結婚は33.7倍の増加となり、日本人妻・外国人夫の2.8倍を大きく上回っている。夫婦の組み合わせ別の割合は、1965年には国際結婚全体の約74%が日本人妻・外国人夫であったが、1974年には約半数ずつとなった。その後もほぼ同様で推移してきている。1975年には日本人夫・外国人妻の比率は初めて日本人妻・外国人夫を逆転した。配偶者の国籍にみると、1970年代初頭までの国際結婚は夫アメリカ人・妻日本人の組み合わせが主流であったが、1980年代半ばまでは男女ともに韓国・朝鮮国籍の人と結婚する傾向が強くなった。そして、国際結婚急増した1980年代後半以降は、日本人男性と中国人女性あるいはフィリピン女性との結婚が増加し、2017年現在、日本人男性の国際結婚の約8割がアジア女性で、最も多いのは中国人女性との結婚であることが分かった。

2.2 結婚移住女性数の変化

5年に一度行われる国勢調査から、外国人人口の割合の推移を確認する。平成27年最新の国勢調査によると、2015年10月1日時点では日本に住む外国人人口(175万2368人)を国

籍別にみると、「中国」が51万1118人(外国人人口の29.2%)と最も多く、次いで「韓国、朝鮮」が37万6954人(同21.5%)、「フィリピン」が17万2457人(同9.8%)、「ブラジル」が12万6091人(同7.2%)などとなっている。2000年から2015年の全国国籍別外国人人口の割合の推移をみると、2000年から最も高い割合を占める「韓国、朝鮮」籍が減少する傾向をみせる一方で、「中国」籍の外国人人口数は2000年の25万3000人から2015年には51万1000人と25万8000人も増加し、今後も顕著に増加していきだろう。「中国」、「韓国、朝鮮」に続き3番目人数多いのは「フィリピン」籍で、2000年から5年ごと2万~3万人の増加となっている。

男女別にみると、男性が80万7000人(46.1%)、女性94万5000人(53.9%)となっている。「中国」籍女性数は順調に増え続けるのに対し、「韓国、朝鮮」籍が一貫して減少している。「フィリピン」籍女性数も緩やかに増加している。

法務省入国管理局(2018)の発表によると、2017年末時点の外国人登録者人256万1848人のうち、「日本人の配偶者等」は14万839人で5.5%を示している。「日本人の配偶者等」から「一般永住者」への切り替えや帰化を行ったケースまで入れると、結婚による移住者の存在は決して小さいものではない。日本における婚姻総数63万5156件(2015年末時点)のうち、国際結婚(夫妻のいずれかが外国籍)の件数は2万976件となっている。このうち、「夫日本人一妻外国人」の婚姻数(1万4809件)は「妻日本人一夫外国人」の婚姻数(6167件)の2倍で、結婚による移住では女性が圧倒的多数を占めている。

2.3 結婚移住女性の地域分布

2015年国勢調査の人口等基本集計結果の概要をみると、2015年10月1日時点では、外国人人口(175万2368人)を都道府県別にみると、東京都が37万8564人(外国人人口の21.6%)と最も多く、次いで愛知県が16万6150人(同9.5%)、大阪府が15万890人(同

8.6%), 神奈川県が14万4500人(同8.2%), 埼玉県が10万5203人(同6.0%)などとなっている。これら5都府県に住む外国人人口は外国人人口の半数以上(同53.9%)を占めている。一方、厚生労働省の発表した平成28年度人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況をみると、夫妻の日本一外国の組み合わせ別婚姻件数を都道府県別にみると、「夫日本人一妻外国人」の組数が高いのは、2015年では東京都(2771組)、愛知県(1570組)、神奈川県(1491組)の順となっている。

3. 結婚移住女性の抱えている問題点

結婚移住女性は主に言語や文化、生活習慣などの差異に左右され、日本に移住してから生活の面において様々な支障や困難を生じやすいと考えられる。これまでの研究の中では、特に結婚移住女性の語学力や学歴面での理由から、異なる文化的背景を持つ相手およびその家族とのコミュニケーションが十分に取れていないこと、受け入れ側となる配偶者およびその家族の不信感を招きやすいことなどが数多く報告されている。本稿では家庭(内部)と社会(外部)という2つの側面から結婚移住女性の抱えている問題点について述べる。

3.1 家庭内部の問題点

3.1.1 言語コミュニケーションの支障と文化の差異

結婚移住女性が抱える言葉の問題について多くの研究がなされている。結婚移住女性のほとんどが、来日前の日本語学習歴が乏しいため、多くの先行研究では彼女たちの日本語使用をめぐる問題を取り上げている。結婚移住のきっかけとしては、仲介業者を通して来日するパターンが多いと言える(張, 2016)。富谷・内海・斎藤(2009)では、日本人の男性とアジア出身の女性との国際結婚には主に2つのタイプがあると指摘している。1つは仲介業者や知人の紹介で、女性の母国あるいは日本でのお見合いをして結婚する「仲介型」である。もう1つは日本または女性の母国での出会いが結婚のきっか

けとなる「出会い型」である。張(2015a;2015b)の調査結果から、仲介業者を通して日本人男性と結婚した中国人女性の場合、彼女たちにはほとんど日本語学習歴がなく、日本人男性と2,3回面会してから結婚するのが一般的で、来日してから日本語の学習を始める人がほとんどであることがわかった。

伊藤(2007)によると、アジア出身の結婚移住女性は、母国語でない日本語を使用しなければならないといった精神的負担や言語の不利益、母語が認められない寂しさや苛立ちといったものを抱えながら生きていくことが指摘している。また、内海・仁科・富谷(2010)では、結婚移住女性の場合、子育てや就職活動などで日本語を書く時、「日本人のように書けない」、「間違えるのが怖い」などと訴えるケースが多いと述べている。欧米圏出身の結婚移住女性と違い、英語が理解できるアジア出身の女性が限られていると考えられ、日本において様々な生活場面で日本語の使用が余儀なくされている(張, 2016)。

意思疎通の手段としての共通言語がない中で生活することは、日本語母語話者である配偶者やその家族にとっても、日本語非母語話者である結婚移住女性である妻にとっても大きな困難を伴う。そこに言語能力(日本語能力)に基づく力関係が働いた場合、強者である日本人の意思が優先され、弱者である日本語非母語話者が不利な立場に置かれることを日常的に行われる可能性が高い(富谷玲子・内海由美子・斉藤祐美, 2009)。

結婚移住女性が直面する一番大きな問題点は、言語や文化の差異より不慣れな生活環境から生じる文化摩擦やストレスである。結婚移住女性の日本語能力の不足は、日本人配偶者およびその家族とのコミュニケーションに支障を生じやすく、それから社会参加の際に情報の獲得にとっても大きな壁になる。したがって、結婚移住女性の日本での生活適応を阻害する要因であると結論付けられる。そのため結婚移住女性が日本語を習得し、日本人配偶者およびその家族や、置かれている地域コミュニティと日本語で円滑にコミュニケーションができれば、精神

的なストレスを解消でき、さらには様々な生活場面で直面する問題の解決に導くことも可能になってくると考えられる。

3.1.2 子育てに対する無力感

結婚移住女性を迎えた日本側家族の多くは子どもを生育することを強く望んでいる。したがって、大半の結婚移住女性が日本に来て生活に慣れないうちに妊娠と育児を担うことになる。そのため、子どもが十分に日本語や日本文化に接することは容易ではない。言語や移民生活・結婚生活に適応プレッシャーを受けている結婚移住女性にとって、さらに育児にも難題がもたらされる。結婚移住女性は外国人ゆえの諸問題に加え、養育者としての役割遂行に伴う負担も大きいと考えられる。しかも、国際結婚の背景を持つ彼女たちは、情報や資源の不足やネットワークを形成する機会が少ないため、孤立の問題がさらに深刻化してきている。結婚移住女性の子育てにおいては、日本人以上に様々な困難を抱えている。鶴岡(2008)では、母親が出産期には疼痛へのケアや栄養摂取等、分娩にまつわる医療システムの違いを経験する。南野(2013)では、保育者によるしつけや保育園・幼稚園・学校などの行事に対して理解しにくいと指摘している。また、子どもが言葉の発音・ニュアンスから判断され、友人にからかわれたりいじめられたり学校生活に適應できない問題や、母国語・母国文化を伝達すべきかどうかにも悩まされる(三田村・山崎, 2010)。子どもの進学に伴い、言語不自由なため学習指導が十分にできないことも考えられる。欧米などの先進国の女性なら自国語や自国文化を伝えることによって子どもの将来に役に立てると考えやすく、一方で発展途上国から移住した女性からすると、あえていじめや社会の不適応などの問題につながりやすいと考えられる。そのため、母国語や母国文化を伝えられない女性も少なくないだろう。

3.2 社会からの偏見

人が生きていく上で他者や集団・組織あるいは社会とのつながりを持つことが不可欠であ

り、それを実現するための方法は社会参加以外に考えられない。地域住民と良好な関係と信頼関係を築くことで自己価値の実現にもつながると考えられる。しかしながら、結婚移住女性とその家族に関わるネガティブなマスメディア(金銭が絡む結婚関係・偽装結婚での売春・結婚詐欺)の報道が目立つようになり、出身国・文化に対する先入観や偏見が散見され、結婚移住女性も社会から差別的扱いを受けることが少なくないだろう(ウ, 2010)。

受け入れ側となる日本社会での結婚移住女性に対する偏見や差別は、結婚移住女性が差別的な扱いを受けるだけでなく、家族内での権力構造の偏りを生じさせ、家族全体を巻き込んだネガティブな影響をもたらすことを指摘している(桐野・黒木・朴, 2013)。

4. 日本における多文化共生と多文化家族への支援

日本では、国際結婚の移住女性が急増するとともに、彼女たちの抱えている問題点や日本社会への適應問題がますます注目されるようになってきている。結婚移住女性は日本社会に参加し積極的に活躍するには、政府の支援政策は非常に重要な役割を担っている。しかし、ほかのアジア諸国に比べ、日本政府の支援政策は手厚い政策であるとはいえない。結婚移住女性に対するさらなる支援が求められるようになるだろう。

日本と韓国および台湾は東アジアという共通エリアにおいて、東南アジアから結婚移住女性を数多く受け入れているが、日本には韓国の「多文化家族支援法」⁴(2008年制定)や台湾の「入出国及移民法」⁵(1999年制定, 2004年改正)のような結婚移住女性を支援する基本法は存在していない(岡田・呉, 2003)。佐竹(2017)では、日本においては多文化共生に向けた施策が代表として挙げられるが、様々な問題を抱える国際結婚家族への支援は十分とはいえないと述べている。

経済のグローバル化や日本人口減少の進展の中で、日本に暮らす外国人は増加の一途をたど

り、今後も増えていくものと予想される。また、在日外国人が日本に定住する傾向が強まるとともに、その家族も増加し、日本で生まれ育つ在住外国人の子どもも多くなっていく。このような中、2005年に総務省に設置された「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書によると、多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。多文化家族とは日本で暮らす日本人と外国籍者との婚姻家庭を指す（佐竹，2017）。帰化により日本国籍を取得した人と日本人との婚姻家庭、日本人と婚姻した外国籍者が帰化により日本国籍を取得した婚姻家庭、子どもを抱える国際離婚家庭が含まれる。

2006年3月には、「多文化共生の推進に関する研究会」によって「多文化共生推進プログラム」が発表された。「多文化共生推進プログラム」は経済財政諮問会議で取り上げられ、在住外国人の生活環境整備に向けて省庁横断的な検討が始まった。しかし、国の法制度や政策レベルにどのように反映させていくのかは極めて不明確であった。さらに、同年12月には、『『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』が取りまとめられた。そして、2009年内閣府「定住外国人施策」が「共生社会」の政策の1つとして取り入れられた。しかしながら、政府や自治体による国際結婚の家庭に対して独立した施策が取り上げられていない（佐竹，2016）現状である。

一方、東アジアエリアにおける韓国や台湾において、政府では多様な試行錯誤を図りながら法律の制定などによって結婚移住女性に対する支援は大きな成果を出してきた。2000年以降韓国では国際結婚が急激に増加しているが、それに伴い韓国政府は法律の整備や生活の支援などの態勢を整えてきた。韓国政府は2006年に「多文化・多民族社会への移行」と宣言し、同年11月に、「移住女性緊急支援コールセンター」を設置した。2007年に「在韓外国人基本法」「結婚仲介業の管理に関する法律」を制定し、2008年には「多文化家族支援法」を策定

した。さらに、2011年には、「結婚移民（F-6）」の在留資格が新設された。6月から「多文化家族総合情報コールセンター」が設定され、10ヶ国語（韓国語のほか、中国語・ベトナム語・タガログ語（フィリピン）・日本語・クメール語（カンボジア）・モンゴル語・タイ語・英語・ロシア語の10ヶ国語）による様々な生活情報や行政情報を提供し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行った。同年、韓国に移住した女性を対象とした教育プログラム「ハッピースタート」が開始され、2011年7月1日以降に韓国に入国した女性結婚移住者を対象として、基礎的な生活情報や支援政策などの情報を提供している。一方、台湾において国際結婚による結婚移住者（特に女性）への支援を強化するために、近年台湾政府は中央と地方の協調を保つことを目指し、結婚移住者への全体的な支援制度の整備に努めている。台湾における結婚移民に対する福祉保障および教育支援は主に内政部⁶と教育部⁷の2つの部門に任されている。内政部では、主に結婚移住を対象に生活適応を促進する学習コースを開催している。一方教育部では、言語学習・識字・生活情報など成人基本教育コースを開催している。台湾政府は1999年に「外国籍嫁生活適応補導実施計画」（内政部）、2003年に「外籍配偶照顧輔導措施」（教育部）と「外籍與大陸配偶及其家庭之輔導與服務措施」（教育部）、2004年に「建立外国籍配偶者終身学習体系中程計画」（教育部）、「新移民文化計画」（教育部）を制定し、福祉保障や教育支援を強化した。

5. おわりに

前述のとおり、結婚移住女性は今後も増加しつつあるが多方面で不利な状況に置かれている。彼女たちが入国後の社会的、経済的、文化的生活への支援政策は未だに曖昧で、韓国や台湾のように急増する結婚移住女性とその家族を支援する基本法を持っていないのが実情である（岡田・呉，2013）。このような状況を受けて、日本でも増加する結婚移住女性をめぐる多文化家族に対して、政策の整備および拡充に動き出

すことが喫緊な課題であるとうかがえる。人口減少が止まらない今日、単一民族意識が強い日本では、結婚移住女性に適応しやすい社会作りの実現、そして、地方に任せるだけでなく、国の政策として展開していかなければならないだろう。

参考文献：

- (1) ウシンイン (2010)「台湾における結婚移住女性に関する動向と支援策」東京大学大学院教育学研究科紀要, 第50巻, 2010, pp.23-33
 - (2) 内海由美子・仁科浩美・富谷玲子 (2010)「子育て場面で外国人が直面する書き言葉の問題—保育園・幼稚園児の母親を対象とした調査から—」『2010年度日本語教育学会秋季大会予稿集』pp.279-284
 - (3) 大野恵理 (2015)「結婚移住女性を対象とした現地事前教育におけるジェンダーとライフコース」, 常盤台人間文化論叢, pp.49-68
 - (4) 岡田節子・呉裁喜 (2013)「日本における結婚移住女性とその家族に対する政策」中嶋和夫 (監) 尹靖水・近藤理恵 (編)『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会, pp.158-177
 - (5) 嘉本伊都子 (2014)「結婚移住女性と多文化共生—震災と離婚という視点から」現代社会研究科論集, 京都女子大学大学院現代社会研究科博士後期課程研究紀要 (8), pp.1-33
 - (6) 曲曉艷 (2009)「国際結婚に関する研究動向と展望」東京大学大学院教育学研究科紀要第49巻, pp.265-275
 - (7) 桐野匡史・黒木保博・朴志先 (2013)「東アジアの結婚移住女性とその家族が抱える生活問題」中嶋和夫 (監) 尹靖水・近藤理恵 (編)『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会, pp.23-42
 - (8) 金愛慶 (2017)「韓国における国際結婚の増加と支援政策」名古屋学院大学論集, 社会科学篇, 第54巻, 第1号, pp.13-28
 - (9) 佐竹眞明 (2017)『国際結婚と多文化共生—多文化家族の支援に向けて』明石書店
 - (10) 鈴木江理子 (2014)『なぜ今, 移民問題—人口政策としての外国人政策』藤原書店
 - (11) 張曉蘭 (2015a)「地域日本語教室における日本語チューターとの相互作用と日本語学習—中国人結婚移住女性を対象とした調査から—」『比較文化研究』116号, pp.295-296
 - (12) 張曉蘭 (2015b)「地域日本語教室における中国人結婚移住女性と支援者との関係」『比較文化研究』117号, pp.91-102
 - (13) 張曉蘭 (2016)「生活者としての外国人に対する日本語支援の現状及び展望: 結婚移住女性を中心として」『地域社会総合科学研究』5号, pp.47-54
 - (14) 張曉蘭 (2016)「生活者としての外国人の地域社会への参加を促す日本語学習支援に関する研究: 中国人結婚移住女性を事例として」九州大学学術情報リポジトリ, pp.1-253
 - (15) 鶴岡章子 (2008)「在日外国人母の妊娠・出産および育児に伴うジレンマの特徴」『千葉看会誌』14 (1), pp.115-123
 - (16) 富谷玲子・内海由美子・齊藤祐美 (2009)「結婚移住女性の言語生活—自然習得による日本語能力の実態分析」『多言語多文化—実践と研究』vol.2, pp.117-137
 - (17) 三田村徳美・山崎瑞紀 (2010)「異文化を背景に持つ親子が抱える問題点に関するインタビュー調査」『東京都都市大学 環境情報学部 情報メディアセンタージャーナ
-

ル』11. pp.143-148

- (18) 南野奈津子 (2013)「外国人保護者への保育支援に関する一考察—家庭的保育事業の可能性の模索」『法政大学大学院紀要』72. pp.177-186

注

- 1 本稿では、結婚移住女性日本人と男性と結婚した外国出身女性を結婚女性とし、日本に帰化した外国人女性も含める。
- 2 晩婚化とは、世間一般の平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向を指す言葉である。少子化・人口減と関連付けられ、経済悪化の一因とされている。
- 3 夫妻とも初婚・夫初婚—妻再婚・夫再婚—妻初婚・夫妻とも再婚の平均値を取っている。
- 4 この支援法に基づき、全国に「多文化家族支援センター」を設置し、結婚移住女性の移住後の韓国語教育、韓国文化理解教育、生活情報の提供、就業支援、子女の学習支援などが行われ、彼女たちの不安・不便・不快を解消し、快適に生活できるように支援している。
- 5 1999年制定の「入出国及移民法」では、移民に関する部分は主に台湾から海外に移住した者に対する内容であり、2004年に修訂したものは台湾に移住する結婚移民に対する管理条例が改正された。
- 6 内政部は日本の中央省庁の中の内閣府に相当する。
- 7 教育部は日本の中央省庁の中の文部科学省に相当する。